

議案第 12 號

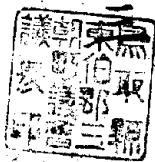
三朝町座課設置條例制定につり
三朝町座課設置條例を次のようにて制定するものとする

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和 年 六月十五日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康



三朝町室課設置條例

第一條 地方自治法第一百五十八條第六項の規定に基き町長の権限に属する事務を分掌せらるため次の室並に課を置く

出 藏 稅 稅 課 課 課
納 農 業 工 木 課 課
室 務 務 務 務

則

第二條 各室課の分掌する事務は三朝町役場外務規則で定める

附

- 1 この條例は公布の日から施行し昭和二十九年四月一日より適用する
- 2 三朝町室課設置條例(昭和二十八年三朝町條例第八號)は廢止する